

所沢市告示第195号

市道に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び同条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、市道の区域の変更及び供用の開始を行う。

その関係資料は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和 8年 4月 2日

所沢市長 小野塚 勝 俊

公 示 送 達 書

所沢市告示第 196 号

令和 8 年 4 月 2 日

下記の書類は、本市介護保険課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。
なお、介護保険法第 1 4 3 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

介護保険法第 1 4 3 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝彦

記

NO	送達すべき書類	通知書番号	氏名	住所
----	---------	-------	----	----